UNISYS

第 77 回 定時株主総会
招集ご通知



日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

場所

東京都江東区豊洲一丁目１番１号
当本社29階会議室
（４頁のご案内図をご参照ください。）

議案

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　取締役の業績連動型賞与改定の件
第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

Foresight in sight

日本ユニシス株式会社
証券コード　8056

・本株主総会のライブ配信については裏表紙をご覧ください。
・本株主総会にご来場予定の株主様は、４頁をご覧ください。

<Purpose>

先見性と洞察力でテクノロジーの持つ可能性を引き出し、持続可能な社会を創出します

先見性・洞察力 × テクノロジー × ビジネスエコシステム ＝ 社会的価値創出

<Vision2030>

わたしたちは、デジタルコモンズを誰もが幸せに暮らせる
社会づくりを推進するしくみに育てていきます

日本ユニシスグループ企業理念

わたしたちが 社会に果たすべきこと	**すべての人たちとともに、人と環境にやさしい社会づくりに貢献します**
わたしたちが 目指すこと	**社会の期待と要請に対する感性を磨き、そのためにICTが貢献できることを考え抜く集団になります**
わたしたちが 大切にすること	❶ **高品質・高技術の追求** 社会に役立つ最新の知識を有するとともに、技量を高めます ❷ **個人の尊重とチームワークの重視** 相手の良い点を見いだし、それを伸ばすことを奨励し合い、互いの強みを活かします ❸ **社会・お客様・株主・社員にとり魅力ある会社** ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます

目次

第77回定時株主総会招集ご通知 …… 3

議決権行使方法のご案内 …… 6

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 8
第２号議案　定款一部変更の件 …… 9
第３号議案　取締役９名選任の件 …… 10
第４号議案　監査役３名選任の件 …… 16
【ご参考】第５号議案および第６号議案について …… 20
第５号議案　取締役の業績連動型賞与改定の件 …… 22
第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 …… 23

提供書面

事業報告 …… 29

連結計算書類 …… 50

計算書類 …… 54

監査報告 …… 57

（証券コード：8056）
2021年６月３日

株主の皆様へ

東京都江東区豊洲一丁目１番１号
日本ユニシス株式会社
代表取締役社長　平岡　昭良

第77回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年の株主総会につきましても、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただけますよう、お願い申し上げます。

議決権の事前行使の方法につきましては、本ご通知の６頁から７頁に記載しておりますので、「株主総会参考書類」（８頁から28頁）をご検討のうえ、**2021年６月24日（木曜日）午後５時30分までに**議決権をご行使いただきたく、よろしくお願いいたします。

本株主総会の模様はインターネットによるライブ配信（中継）でご覧いただけます。また、株主様から事前にご質問を受け付け、お寄せいただいたご質問の中から会議の目的事項に関連する、多くの株主様のご関心の高い事項について、株主総会当日に回答させていただきます。

なお、当ライブ配信用のサイトでは、議決権行使やご発言等はできませんので、あらかじめご了承願います。ライブ配信、事前質問受付につきましては、本ご通知の裏表紙をご覧ください。

敬　具

【事後配信について】

株主総会における議長報告等は、後日、下記の当社ウェブサイトで動画配信させていただきます。

https://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html

なお、動画配信の対象は、報告事項および議案の説明部分とし、質疑応答および議案採決につきましては、出席株主様のプライバシーに配慮し、事後配信の対象外とさせていただきます。

ご来場される株主様へのお願い

本株主総会では新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から、下記の対応を実施させていただきます。ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解ならびにご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

・当日は、会場入口付近で検温をさせていただきます。マスクをご着用いただけない方や、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただきます。
・株主様の座席の間隔を十分確保するため、座席数を大幅に減らしております。このため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。あらかじめご了承願います。
・当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
・会場内でのお飲み物の提供は取りやめさせていただきます。
・会場内でもマスクの着用を必須とさせていただきます。また、体調不良と見受けられる方は、ご退場いただく場合がございます。
・ライブ配信に際しては、会場後方からの撮影とし、株主様の容姿を映さないよう努めますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また株主様のご発言も音声として配信されますので、ご注意願います。

ご来場予定の株主様は、事前に下記に掲載する最新情報をご確認いただきたく、よろしくお願い致します。
https://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html

株主総会会場ご案内図

● **東京メトロ有楽町線「豊洲」駅出口 1a 1c 2a より 徒歩約10分**
● **ゆりかもめ「豊洲」駅より徒歩約10分**

路線バス

以下の都営バスにて「日本ユニシス本社前」下車 徒歩１分
〈東15〉東京駅八重洲口～深川車庫前
〈東16〉東京駅八重洲口～深川車庫前／東京ビッグサイト／豊洲駅前
〈業10〉新橋駅～とうきょうスカイツリー駅前／深川車庫前
〈錦13〉錦糸町駅前～晴海埠頭
〈豊洲01〉豊洲駅前～ＩＨＩ前・キャナルコート（循環）～豊洲駅前
※平日の朝・夕のみ運行



記

1．日　　時　2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2．場　　所　東京都江東区豊洲一丁目1番1号
当本社29階会議室（前頁のご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項

1．第77期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第77期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役9名選任の件
第4号議案　監査役3名選任の件
第5号議案　取締役の業績連動型賞与改定の件
第6号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4．招集にあたっての決定事項

⑴　議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
⑵　議決権行使書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
⑶　インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
⑷　インターネット経由で招集通知を受領することを承諾された株主様にも、ご請求をいただいた場合には、書面による招集通知、株主総会参考書類および議決権行使書用紙を送付させていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」ならびに連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査役が監査した事業報告、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類の一部です。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
≪当社ウェブサイト≫https://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使には、以下の３つの方法があります。



①株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時　**2021年６月25日（金曜日）　午前10時**（受付開始：午前９時）

場　所　**東京都江東区豊洲一丁目１番１号　当本社29階会議室**

４頁のお願いおよびご案内図をご参照ください。



②議決権行使書の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2021年６月24日（木曜日）　午後５時30分到着分まで**

議決権行使書のご記入方法のご案内

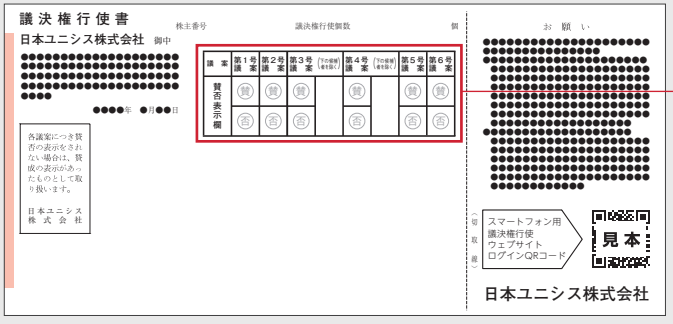

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第１、２、５、６号議案

賛成の場合	「賛」の欄に○印
否認する場合	「否」の欄に○印

第３、４号議案

全員賛成の場合	「賛」の欄に○印
全員否認する場合	「否」の欄に○印
一部の候補者を否認する場合	「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使に必要となる
議決権行使コードとパスワードは裏面に記載されています。

【議決権の行使のお取扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、
「賛」の意思表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。

③インターネット等による議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトに以下のいずれかの方法によりアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限　**2021年6月24日（木曜日）　午後5時30分入力分まで**

QRコードを読み取る方法（スマート行使）

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

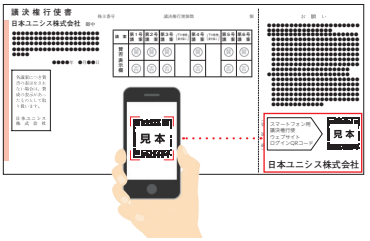

注意　一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

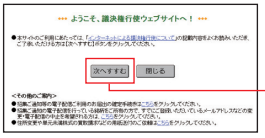

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

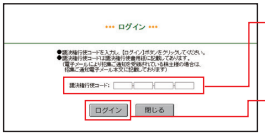

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

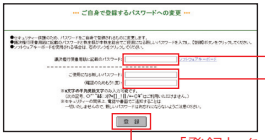

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて】

①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
②パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ先

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

0120（652）031（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、業績に応じた配当を基本方針として、安定的、継続的な利益配分に努めております。具体的な配当額につきましては、事業発展のための内部資金の確保に留意しつつ、経営環境等を総合的に勘案し決定させていただきます。

当期の株主配当金につきましては、今後の経営環境および事業展開等を勘案し、１株につき年70円（配当性向41.1％）といたしたく存じます。なお、2020年12月に中間配当金として１株につき35円をお支払いしておりますので、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

⑴ 配当財産の種類

金銭

⑵ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金35円　総額3,513,819,540円

⑶ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、日本初の商用コンピューター納入以来60年以上にわたり社会や産業を支えるシステムやITサービスを提供してまいりました。また、持続可能な社会の実現に向け、早くから業種・業態の垣根を越え様々な企業を繋ぐビジネスエコシステムの中核となり、顧客・パートナーと共に、社会を豊かにする新しい価値の創造と社会課題の解決に取り組んでまいりました。

これらの取り組みを加速させ、社会的価値創出企業に変革していくため、新たなPurposeとPrinciples、Vision2030を制定するとともに、2022年４月１日よりコーポレートブランドを刷新して、商号を日本ユニシス株式会社からBIPROGY株式会社へ変更することといたしました。

「BIPROGY（ビプロジー）」は、光が屈折・反射した時に見える7色（Blue、Indigo、Purple、Red、Orange、Green、Yellow）の頭文字を使った造語であり、これには様々なビジネスパートナーや多種多様な人々がもつ光彩を掛け合わせ、混とんとした社会の中で新たな道を照らし出すこと、および光彩が状況に応じて変化するように、社会や環境変化に応じて提供する価値を変えていくことの２つの意味を込めています。グローバルな視座で社会的価値を創出する唯一無二のブランドとなることで、多種多様な人々へと働きかけるとともにビジネスエコシステムを形成し、持続可能な社会実現へ向けて取り組んで参ります。

なお、商号変更につきましては、附則により2022年４月１日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は、定款より削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（商号） 第１条　当会社は日本ユニシス株式会社と称し、英文ではNihon Unisys, Ltd.と記す。	（商号） 第１条　当会社はBIPROGY株式会社と称し、英文ではBIPROGY Inc.と記す。
（新　設）	附　則 第１条（商号）の変更は、2022年４月１日をもって効力を生じるものとし、その効力発生日をもって本附則は削除する。

第３号議案　取締役9名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現在の取締役８名は全員任期満了となります。取締役会における助言・監督機能強化のため、今年度より社外取締役を１名増員し、取締役９名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。各候補者の略歴等は次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位		取締役会出席回数	取締役在任年数
1	平岡　昭良（ひらおか　あきよし）	代表取締役社長 ＣＥＯ(チーフ・エグゼクティブ・オフィサー) ＣＨＯ(チーフ・ヘルス・オフィサー)	再任	12/12回	12年
2	齊藤　昇（さいとう　のぼる）	代表取締役専務執行役員 ＣＭＯ(チーフ・マーケティング・オフィサー)	再任	12/12回	５年
3	葛谷　幸司（かつや　こうじ）	取締役専務執行役員 ＣＳＯ（チーフ・サステナビリティ・オフィサー）	再任	12/12回	５年
4	永井　和夫（ながい　かずお）	取締役常務執行役員	再任	9/9回	１年
5	金沢　貴人（かなざわ　たかひと）		新任	－	－
6	川田　剛（かわだ　ごう）	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	12/12回	８年
7	薗田　綾子（そのだ　あやこ）	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	12/12回	６年
8	佐藤　智恵（さとう　ちえ）	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	12/12回	４年
9	ナリン　アドバニ		新任 社外取締役 独立役員	－	－

候補者番号 1

平岡 昭良（ひらおか あきよし）

1956年６月６日生（満64歳）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2020年度における取締役会への出席状況
21,900株	12年 ※本総会終結時	12回／12回

再任



■ **特別の利害関係**
なし

■ **略歴ならびに当社における地位および担当**

1980年４月　当社入社
2002年４月　当社ビジネスアグリゲーション事業部長
2002年６月　当社執行役員
2005年６月　当社取締役常務執行役員
2007年４月　当社取締役上席常務執行役員
2007年６月　当社上席常務執行役員
2011年４月　当社専務執行役員
2011年６月　当社代表取締役専務執行役員
2016年４月　当社代表取締役社長（現）

（担当）
・ＣＥＯ（チーフ・エグゼクティブ・オフィサー）、ＣＨＯ（チーフ・ヘルス・オフィサー）
・管理対象部門：全般、グループ内部監査部

■ **重要な兼職の状況**　なし

■ **取締役候補者とした理由**

平岡氏は、2002年から役員を務め、当社の中では最も経営経験が豊富であり、かつ、変革に向けたビジョンを有しております。
同氏は、業界の知見や今後の動向、経営戦略に関する豊富な知識と経験を有するとともに、長年の役員経験の中で、業界各社のみならず、他業態、政財界にも多くの知己と知見を持つことから、当社グループが目指す業界横断的なエコシステムの構築リーダーとして適任であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

齊藤 昇（さいとう のぼる）

1961年８月８日生（満59歳）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2020年度における取締役会への出席状況
9,800株	5年 ※本総会終結時	12回／12回

再任



■ **特別の利害関係**
なし

■ **略歴ならびに当社における地位および担当**

1986年４月　当社入社
2004年４月　当社産業流通第二事業部長
2009年４月　当社流通事業部長
2010年４月　当社流通第二事業部長
2012年４月　当社ビジネスサービス事業部長
2013年４月　当社執行役員
2016年４月　当社常務執行役員
2016年６月　当社取締役常務執行役員
2020年４月　当社代表取締役専務執行役員（現）

（担当）
・ＣＭＯ（チーフ・マーケティング・オフィサー）、コーポレート・ガバナンス推進
・管理対象部門：ビジネスイノベーション部門、ＤＸ推進部門、支社・支店

■ **重要な兼職の状況**　なし

■ **取締役候補者とした理由**

齊藤氏は、当社事業部長および執行役員として、長年にわたり製造流通業界を担当するとともに、現在は営業部門および新規事業創出全般を代表取締役として統括しており、業界の知見や今後の動向、事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。今後の当社グループの経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた幅広い見地から、経営および事業に関する判断を行うことができると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 3

葛谷幸司（かつや こうじ）

1963年10月24日生（満57歳）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2020年度における取締役会への出席状況
4,084株	5年 ※本総会終結時	12回／12回

再任



■ **略歴ならびに当社における地位および担当**

1985年１月　当社入社
2007年７月　当社ＳＷ＆サービス本部Ｓ-ＢＩＴＳ適用統括ＰＭ
2011年４月　当社金融第三事業部長
2012年４月　当社金融事業部門副部門長
2014年４月　当社執行役員 兼 経営企画部長
2016年４月　当社常務執行役員
2016年６月　当社取締役常務執行役員
2021年４月　当社取締役専務執行役員（現）

(担当)
・ＣＳＯ(チーフ・サステナビリティ・オフィサー)
・管理対象部門：経営企画部、業務部、購買マネジメント部、人事部、品質マネジメント部、グループ会社

■ **特別の利害関係**
なし

■ **重要な兼職の状況**　なし

■ **取締役候補者とした理由**

葛谷氏は、当社金融部門のシステム開発および営業に従事した後、執行役員として経営企画部、システム部門、品質保証部門、研究開発部門等を統括するなど、当社グループの経営判断や事業戦略に関する幅広い経験と知見を有しております。今後の当社グループの経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた幅広い見地から、経営および事業に関する判断を行うことができると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 4

永井和夫（ながい かずお）

1960年2月12日生（満61歳）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2020年度における取締役会への出席状況
6,500株	1年 ※本総会終結時	9回／9回

再任



■ **略歴**

1983年４月　当社入社
2006年４月　当社産業流通事業部副事業部長
2009年４月　当社エアライン事業部長
2013年４月　当社公共第三事業部長
2014年４月　当社執行役員
2017年４月　当社常務執行役員
2020年６月　当社取締役常務執行役員（現）

(担当)
・管理対象部門：インキュベーション部門、BizDevOps部門

■ **特別の利害関係**
なし

■ **重要な兼職の状況**　なし

■ **取締役候補者とした理由**

永井氏はICTのみならず、公共、金融をはじめとする幅広い業界の知識の他、グローバル事業、投資等の経験を有しております。今後の当社グループの経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた幅広い見地から、経営および事業に関する判断を行うことができると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 5

金沢 貴人（かなざわ たかひと）

1960年9月4日生（満60歳）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2020年度における取締役会への出席状況
なし	ー ※本総会終結時	ー

新任



■ 特別の利害関係
(注2)をご参照ください。

■ 略歴
1998年12月　大日本印刷(株)ﾋﾞｼﾞﾈｽﾌｫｰﾑ事業部東京営業企画本部ﾃﾞｼﾞﾀﾙ･ﾈｯﾄﾜｰｸ化推進部長
2007年 4 月　同社IPS事業部システム開発本部長
2008年10月　同社IPS事業部製造本部長
2012年10月　同社情報ソリューション事業部BPO開発本部長
2016年10月　同社情報イノベーション事業部BPOセンター副センター長
2017年 4 月　(株)DNPデータテクノ 代表取締役社長
2018年 4 月　大日本印刷(株)情報システム本部長
2018年 7 月　同社ABセンターICT事業開発本部長
2019年 6 月　同社執行役員 ABセンターICT事業開発本部長
2020年 4 月　同社執行役員 ABセンターICT事業開発本部長、情報システム本部担当
2021年 4 月　同社執行役員 ABセンターICT事業開発本部担当、情報システム本部担当（現）

■ 重要な兼職の状況
大日本印刷(株)執行役員 ABセンター ICT事業開発本部担当、情報システム本部担当

■ 取締役候補者とした理由
金沢氏は、大日本印刷（株）において、情報システム部門やICT事業開発部門等のICT、DX、イノベーション分野の責任者を歴任され、当社の属する業界に関する豊富な知識や経験、役員としての経営経験を有しています。これらの知見を活かし、当社の経営に対して技術的、経営的な観点から実効性ある助言、サポートをしていただくこと、および実効性のある経営の監督機能を発揮していただくことを期待し、取締役として選任をお願いするものです。なお、金沢氏につきましては、(注2)に記載のとおり、当社の主要株主である大日本印刷(株)の執行役員を兼務されていることから、独立役員には指定しておらず、本議案において社外取締役候補者とはしておりません。これは、特に近時、社外役員について、より高度な独立性が望まれることを踏まえて判断した結果であります。

候補者番号 6

川田 剛（かわだ ごう）

1942年12月3日生（満78歳）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2020年度における取締役会への出席状況
なし	8年 ※本総会終結時	12回／12回

再任　社外取締役　独立役員



■ 特別の利害関係
なし

■ 略歴
1967年 4 月　国税庁入庁　大阪国税局柏原税務署長、在サンフランシスコ日本国総領事館領事、国税庁長官官房国際業務室長、同徴収部管理課長、仙台国税局長などを歴任
1996年 9 月　税理士登録開業
1997年 4 月　国士舘大学政経学部教授
2002年 6 月　税理士法人山田＆パートナーズ会長
2003年 4 月　國學院大學経済学部教授
2004年 4 月　明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授
2004年 6 月　(株)バンダイ社外監査役
2006年 6 月　(株)村田製作所社外監査役
2012年 6 月　(株)大冷社外監査役（2019年6月より社外取締役 監査等委員(現)）
2013年 6 月　当社社外取締役（現）
2015年 5 月　(株)ガリバーインターナショナル(現(株)ＩDOM)社外取締役
2015年 6 月　税理士法人山田＆パートナーズ顧問(現)

■ 重要な兼職の状況
(株)大冷社外取締役（監査等委員）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
川田氏は、税務・会計分野における高度な専門的知見に加え、社外役員としての豊富な経験を有していることから、当社の経営に対しこれらを活かした助言をいただくこと、および社外の客観的かつ公正な立場から経営を監督いただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、川田氏は2020年6月より当社指名・報酬委員会の委員長を務めています。

候補者番号 7

薗田綾子（そのだあやこ）

1963年8月28日生（満57歳）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2020年度における取締役会への出席状況
なし	6年 ※本総会終結時	12回／12回

再任　社外取締役　独立役員



■ 特別の利害関係
なし

■ 略歴
1988年８月　（株）クレアン設立　代表取締役就任（現）
2003年10月　NPO法人サステナビリティ日本フォーラム事務局長（現）
2004年６月　NPO法人日本サステナブル投資フォーラム理事（現）
2015年６月　当社社外取締役（現）
2017年２月　一般財団法人（現公益財団法人）みらいRITA代表理事（現）

■ 重要な兼職の状況
（株）クレアン代表取締役
NPO法人サステナビリティ日本フォーラム事務局長
NPO法人日本サステナブル投資フォーラム理事
公益財団法人みらいRITA代表理事

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
薗田氏には、長年にわたりCSRやSDGs、統合経営の分野で多数の企業を支援してこられた実績や、女性活躍を促進する活動にも力を注いでこられた経験を活かして、今後の当社経営に多角的な視点でアドバイスいただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 8

佐藤智恵（さとうちえ）

1970年1月30日生（満51歳）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2020年度における取締役会への出席状況
なし	4年 ※本総会終結時	12回／12回

再任　社外取締役　独立役員



■ 特別の利害関係
なし

■ 略歴
1992年４月　日本放送協会（ＮＨＫ）入局
2001年５月　米国コロンビア大学経営大学院修了
2001年８月　（株）ボストンコンサルティンググループ入社
2003年６月　ウォルト・ディズニー・ジャパン（株）入社
2012年１月　作家／コンサルタントとして独立
2014年４月　公益財団法人大学基準協会　経営系専門職大学院認証評価委員会委員（現）
2016年４月　ＴＢＳテレビ番組審議会委員（現）
2017年６月　当社社外取締役（現）

■ 重要な兼職の状況
公益財団法人大学基準協会　経営系専門職大学院認証評価委員会委員
ＴＢＳテレビ番組審議会委員

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
佐藤氏は、作家として米国経営大学院に関わる著書を多数執筆し、（株）ボストンコンサルティンググループにおいて経営戦略コンサルタントとして活躍されるなど、経営について豊富な経験、知見を有しています。当社が推進するビジネスモデル変革に対し、客観的・専門的見地から実効性のある助言、サポートをしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 9

ナリン アドバニ

1965年10月1日生（満55歳）

所有する当社の株式数	取締役在任年数	2020年度における取締役会への出席状況
なし	－ ※本総会終結時	－

新任　社外取締役　独立役員



■ **略歴**

1984年 4 月　ベンチャー投資家、投資・経営戦略アドバイザー（現）
1998年 9 月　eSOL（株）取締役、Chief Marketing Officer
2007年 1 月　バルコ（株）代表取締役社長（2011年7月退任）
2009年 8 月　Barco Electronic Systems Pvt Ltd. 代表取締役社長（2011年8月退任）
2010年 1 月　UCLAアンダーソン/シンガポール国立大学ビジネススクール修了
2011年 9 月　Barco Pte Ltd. アジア太平洋担当副社長（2015年12月退任）
2013年 8 月　シンガポール国立大学経営学部客員講師（現）
2015年11月　KPISOFT Inc（現 entomo pte ltd） Co-Founder（現）
2016年 2 月　Grey Orange Pte. Ltd. アジア太平洋CEO（2019年3月退任）

■ **特別の利害関係**
なし

■ **重要な兼職の状況**
ベンチャー投資家、投資・経営戦略アドバイザー、entomo pte ltd Co-Founder

■ **社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**
アドバニ氏は、日本・シンガポール・インドを中心に、複数のテクノロジー系企業の経営・投資を経験しており、AI・ロボット等の技術的知見に加え、アジア太平洋地域を中心としたグローバルビジネス経験を有しています。このような、当社の属する業界に関するグローバルな知見・経験を活かし、当社の経営に対して実効性ある助言、サポートをしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。

（注1）当社は、東京証券取引所および当社の独立性基準に照らし、社外取締役候補者である、川田　剛、薗田綾子、佐藤智恵の3氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、ナリン アドバニ氏についても、独立役員として届け出る予定です。当社の独立性基準につきましては18頁をご参照ください。
（注2）金沢貴人氏が執行役員を務める大日本印刷（株）は、当社の主要株主であり、当社は同社との間で「業務提携等に関する契約」を締結しております。同社と当社との間には、システム開発、業務委託、製品購入等の営業取引関係がありますが、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の2.19％であり、同社の連結売上高の0.1％未満です。
（注3）当社は、川田　剛、薗田綾子、佐藤智恵の各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額となります。各氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。また、金沢貴人、ナリン アドバニの両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同様の契約を締結する予定です。
（注4）当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本ご通知の43頁に記載のとおりです。本議案で選任が承認された取締役は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
（注5）各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知発送日現在の年齢です。

第４号議案　監査役３名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査役 古城春実、矢内訓光両氏が任期満了となり、内山悦夫氏が辞任されますので、監査役３名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	所有する当社の株式数	監査役在任年数	2020年度における取締役会への出席状況 / 2020年度における監査役会への出席状況	
1	大石 正弥（おおいし まさや） 1960年1月25日生（満61歳）	なし	ー ※本総会終結時	ー ー	新任 社外監査役 独立役員



■ **特別の利害関係**
(注1)をご参照ください。

■ **略歴**

1983年４月	農林中央金庫入庫
2003年６月	同金庫 新潟支店長
2005年２月	同金庫 システム企画部副部長
2007年６月	同金庫 宇都宮支店長
2009年11月	同金庫 総合企画部主任考査役
2011年７月	同金庫 システム企画部長
2013年６月	同金庫 監事
2015年６月	（株）みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員アセットマネジメントユニット副担当役員（2021年3月退任） みずほ証券（株）常務取締役兼常務執行役員 市場・商品部門系統営業部担当役員、国内営業部門担当役員
2016年４月	みずほ証券（株）常務取締役兼常務執行役員 グローバルマーケッツ部門系統営業部担当役員、リテール・事業法人部門ファンドプロダクト開発部、投資顧問部担当役員
2018年４月	みずほ証券（株）常務取締役兼常務執行役員 ファンドビジネス本部長、グローバルマーケッツ部門系統営業部担当役員
2021年４月	一般社団法人アグリフューチャージャパン特別顧問（現。2021年6月24日退任予定）

■ **重要な兼職の状況　なし**

■ **社外監査役候補者とした理由**

大石氏は、金融機関における長年の業務経験や財務および会計に関する相当程度の知見ならびにシステム分野に関する知見を持ち、当社の属する業界への理解があるのに加え、証券会社でのご経験を通じて投資への深い造詣を有しています。これらの知見や、経営者および監事としての幅広い見識を、社外の独立した立場から、当社の経営全般の監査に活かしていただけることを期待して、社外監査役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

古城 春実（こじょう はるみ）

1950年1月30日生（満71歳）

所有する当社の株式数：なし

監査役在任年数：4年（※本総会終結時）

2020年度における取締役会への出席状況：12回／12回

2020年度における監査役会への出席状況：16回／16回

再任　社外監査役　独立役員



■ 特別の利害関係
なし

■ 略歴
1976年 4 月　弁護士登録
1983年 6 月　米国ヴァージニア大学ロースクール修了（LL.M.）
2001年 4 月　東京高等裁判所知的財産権部　判事
2005年10月　坂井・三村法律事務所（当時）加入
2015年 1 月　桜坂法律事務所設立　パートナー（現）
2017年 6 月　当社 社外監査役（現）

■ 重要な兼職の状況　桜坂法律事務所パートナー。（注2）もご参照ください。

■ 社外監査役候補者とした理由
古城氏は、弁護士および裁判官として培われた法律専門家としての豊富な知識や経験を有しています。その知識や経験を活かし、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行を監査していただけると考え、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。

候補者番号 3

水口 啓子（みずぐち けいこ）

1958年7月21日生（満62歳）

所有する当社の株式数：なし

監査役在任年数：ー（※本総会終結時）

2020年度における取締役会への出席状況：ー

2020年度における監査役会への出席状況：ー

新任　社外監査役　独立役員



■ 特別の利害関係
なし

■ 略歴
1986年 4 月　モルガン銀行（現JPモルガン・チェース銀行）東京支店入行
1995年 4 月　スタンダード＆プアーズ・インターナショナル・レイティングス アソシエート・ディレクター
1998年 4 月　青山監査法人（後に中央青山監査法人）ディレクター
2000年11月　UBSウォーバーグ証券会社 ディレクター
2002年 5 月　プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン シニア・クレジット・アナリスト
2003年 4 月　中央青山監査法人 シニア・アナリスト
2005年 4 月　（株）日本格付研究所 チーフ・アナリスト
2008年 4 月　同社 格付企画部長 兼 チーフ・アナリスト
2013年 2 月　企業会計審議会委員／企業会計審議会監査部会委員（現）
2013年 4 月　公認会計士・監査審査会委員（現）
2013年 6 月　企業会計基準委員会　保険契約専門委員会（2013年6月～）、金融商品専門委員会（2015年5月～）、ディスクロージャー専門委員会（2017年4月～）の各専門委員（現）
2015年 7 月　日本証券業協会「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」委員（現）
2017年 4 月　（株）日本格付研究所 審議役 兼 チーフ・アナリスト
2020年 1 月　同社 審議役（企画調査担当）（現）

■ 重要な兼職の状況
（株）日本格付研究所 審議役および公認会計士・監査審査会、企業会計審議会／企業会計審議会監査部会、企業会計基準委員会の略歴記載の各専門委員会、日本証券業協会の略歴記載のWGの各委員

■ 社外監査役候補者とした理由
水口氏は、金融機関および格付会社等にて企業分析や格付基準検討に従事された後、現在は日本格付研究所の審議役、公認会計士・監査審査会委員等として活躍される等、財務、企業会計、ガバナンス、開示に関する豊富な知識・経験を有しています。その知識や経験を活かし、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行を監査していただけると考え、社外監査役として選任をお願いするものです。

(注1) 大石正弥氏は、過去10年間に当社の主要取引先・多額の借入先に当たる農林中央金庫の業務執行者であったことがあり、その地位および担当は、16頁の「略歴」に記載のとおりです。同氏が同金庫を退任して既に6年が経過していることから、当社は東京証券取引所および当社の独立性基準に照らし、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。当社の独立性基準につきましては、下記をご参照ください。
(注2) 古城春実氏は、2021年７月に、電力広域的運営推進機関の監事に就任予定です。
(注3) 当社は、東京証券取引所および当社の独立性基準に照らし、社外監査役候補者である、古城春実氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、(注1)に記載した大石正弥氏に加え、水口啓子氏についても独立役員として届け出る予定です。
(注4) 当社は、古城春実氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。また、大石正弥、水口啓子の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同様の契約を締結する予定です。
(注5) 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、43頁に記載のとおりです。本議案で選任が承認された監査役は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
(注6) 各監査役候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知発送日現在の年齢です。

【ご参考】当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

■社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、会社法にもとづく社外取締役および社外監査役(以下併せて「社外役員」という)のうち、東京証券取引所の独立性基準を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者を独立性を有する社外役員と判断する。

(1)当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
(2)当社もしくはその子会社の主要な取引先または当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者(※1)
(3)当社が多額の借入れ(※2)をしている金融機関の業務執行者
(4)当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益(※3)を受け取っている者またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者
(5)当社またはその子会社から多額の寄付等(※4)を受けている法人・団体等の業務執行者
(6)上記(1)から(5)のいずれかに該当する法人・団体等において、過去３年間に業務執行者であった者
(7)以下に該当する者の配偶者または二親等内の親族
・上記(1)から(5)のいずれかに該当する者
・当社の子会社の取締役および業務執行者

※1「当社もしくはその子会社の主要な取引先」に該当するか否かは、当該取引先に対する売上高が、直近事業年度の当社連結売上高の2%を超えるかを目安として判断する。「当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等」に該当するか否かは、当社またはその子会社に対する当該取引先の売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超えるかを目安として判断する。
※2「多額の借入れ」に該当するか否かは、借入額が当社の直近事業年度末の総資産の2%を超えるか否かを目安として判断する。
※3「多額の報酬その他財産上の利益」に該当するか否かは、直近事業年度において当社役員報酬以外に当社またはその子会社から1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っているか、または当該報酬その他財産上の利益を得ている者が法人・団体等である場合、当該法人・団体等の直近事業年度の連結売上高の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える報酬その他財産上の利益を当社またはその子会社から受け取っているか否かを目安として判断する。
※4「多額の寄付等」に該当するか否かは、当社またはその子会社から年間1,000万円または当該法人・団体等の直近事業年度の年間総費用の2%のいずれか高い方の額を超える寄付等を受けているか否かを目安として判断する。

【ご参考】スキル・マトリックス

Vision2030および経営方針（2021-2023）の実現に必要な、ESG／サステナビリティやグローバルビジネスをはじめとする、多様な知見・経験を有する取締役・監査役候補者を推薦しております。

本総会に選任議案を提出　独立社外役員

		他社での経営経験	業界知識	技術・研究開発	財務・会計	法務／リスクマネジメント	ESG／サステナビリティ*	グローバルビジネス
取締役	平岡　昭良		●	●	●	●	●	
	齊藤　　昇		●	●		●	●	●
	葛谷　幸司		●	●		●	●	
	永井　和夫		●	●				●
	金沢　貴人	●		●				
	川田　　剛	●			●	●		●
	薗田　綾子	●				●	●	
	佐藤　智恵					●	●	●
	ナリン　アドバニ	●	●	●				●
監査役	寺西　裕二		●		●	●	●	
	大石　正弥	●	●		●	●	●	
	橋本　博文	●			●	●	●	●
	古城　春実			●		●		●
	水口　啓子				●	●	●	●

＊ESG（環境・社会・ガバナンス）のSには人財戦略、ダイバーシティ＆インクルージョン等も含めております。

【ご参考】取締役会および監査役会の構成について

第３号議案および第４号議案が原案どおり可決された場合、当社の取締役会および監査役会の構成は次のとおりとなります。

	人数	うち社外（うち女性）	うち独立役員	取締役会および監査役会に占める独立役員の割合
取締役会	9名	4名（2名）	4名	44.4%
監査役会	5名	3名（2名）	3名	60.0%
合計	14名	7名（4名）	7名	50.0%

上記のとおり、取締役会につきましては、取締役９名中、社外取締役が４名（うち女性２名）となり、そのいずれもが独立役員となります。監査役会につきましても、監査役５名中、３名（うち女性２名）が社外監査役となり、その過半数を占めます。また、これら３名の社外監査役は、いずれも独立役員となります。従いまして、監査役会の独立性は引き続き担保された体制となります。

このように、取締役会・監査役会のいずれも経営陣に対する実効性の高い監督が行える体制となっております。

【ご参考】第５号議案および第６号議案について

第５号議案および第６号議案について、その背景と全体像等をご説明いたします。

１．役員報酬制度を見直す理由

当社の取締役の報酬等は、①月額報酬、②業績連動型賞与、③株式報酬型ストックオプションにより構成されており、①月額報酬の上限額は月額35百万円（1993年６月25日第49回定時株主総会決議）、②業績連動型賞与の上限額は年１億円（2016年６月28日第72回定時株主総会決議）、③株式報酬型ストックオプションの上限額は、2021年３月期については年額60百万円（2020年６月25日第76回定時株主総会決議）とご承認をいただいております。

このうち②業績連動型賞与と③株式報酬型ストックオプションを、当社グループの持続的成長に向けた健全なインセンティブとしてより有効に機能させるため見直すこととし、以下の第５号議案および第６号議案（以下、「新制度」という）を上程することといたしました。本総会でご承認いただけた場合、新制度は今年度より適用いたします。

２．新しい役員報酬制度の概要

（１）基本方針

時代は大きな転換点をむかえ、企業は事業を通じてさまざまなステークホルダーとともに社会課題を解決し、自らがイニシアチブをとって将来にわたる持続可能な社会づくりに貢献、推進することが強く求められています。

社会的価値を創出するところに成長するマーケットが生まれるという傾向は今後、より顕著になると考えられ、当社は、そのマーケットに確実にポジショニングし、社会的価値を創出し続けることで、サステナブルな企業となることを目指しています。

この実現に向け、新制度の設計に際しては以下を基本方針としております。

■ 時代の変化が加速する中でも、成長するマーケットを的確に捉え当社の強みを発揮できるよう、業務を執行する取締役（以下、「業務執行取締役」という）の短期的業績に対する責任を明確にするとともに、中長期的に当社の企業価値を向上させ、持続的成長を実現するため、業務執行取締役の報酬の中長期的業績への連動性を高めることで、株主の皆様や従業員と目的・利益を共有する。

■ 当社のPurposeおよびVision2030の実現に向け、様々なステークホルダーに対し、社会課題の解決を目指す当社の姿勢を示す。

■ 当社の事業規模、世間水準、従業員給与とのバランス等を考慮しつつ、当社が必要とする人財を確保できる報酬枠を設定し、その人財に当社の目指す姿の実現に向けた貢献を促す仕組みとする。

（2）（1）の基本方針を踏まえた新しい報酬制度

・業務執行取締役の報酬は、その役割と責任に応じた、a)月額報酬（現行制度の上記①を継続）、b)短期業績に連動する賞与およびc)中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬（以下、「株式報酬」という）で構成することとし、それぞれの比率を４：４：２と設定いたします。

※上記比率は、c)株式報酬の評価期間（経営方針2021-2023の３年間）の最終年度である2024年３月期に、短期業績の利益目標を100%達成し、株式報酬のそれぞれの条件について100%達成した場合を想定しております。

なお、c)株式報酬には、（ⅰ）一定期間の在籍条件が付くものと、一定期間内における（ⅱ）業績指標や（ⅲ）ESG指標等の一定のKPIの達成を条件とするものがあり、これらの比率は３：１：２となります。

・社外取締役などの非業務執行取締役については、実効性のある経営の助言・監督機能を担うため、これまで同様、業績と連動しない固定的なa）月額報酬のみを支給することといたします。

ご参考）報酬の種類毎の割合

	固定	業績等に連動			
	月額報酬	第５号議案 賞与（短期業績連動）	第６号議案 譲渡制限付株式報酬		
			（ⅰ）在籍条件	KPI条件	
				（ⅱ）業績指標（中長期業績連動）	（ⅲ）ESG指標等（長期業績連動）
構成割合	4	4	1	1/3	2/3

（3）決定プロセスについて

第５号および第６号議案につきましては、当社取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

当社の指名・報酬委員会は、取締役会で選定された２名の独立社外取締役を含む４名の取締役で構成され、独立社外取締役を委員長としており、決議の成立には、独立社外取締役の出席を必須とし、かつ独立社外取締役を含む出席委員の全員一致が必要です。

本総会で第５号および第６号議案が原案通り承認された場合は、43頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、27頁記載の「＜ご参考＞」のとおり変更いたします。

なお、第５号および第６号議案の内容は、当該方針において定められた、業績連動報酬等に関する方針に適合した報酬を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

第５号議案　取締役の業績連動型賞与改定の件

当社の取締役賞与は、2016年６月28日開催の第72回定時株主総会において、総額で年１億円を上限とし、当面の間は、親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%を支給基準とする旨、ご承認をいただき今日に至っております。

今般の役員報酬制度見直しに際し、業務を執行する取締役の短期的業績に対する責任を明確にするため、報酬全体に占める短期業績連動部分である賞与の比率を高めるべく、この総額について年額400百万円を上限とすることに改定いたします。

本議案は、世間水準や当社の利益水準等を勘案し、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、具体的な支給総額は、親会社の所有者に帰属する当期利益に応じて指名・報酬委員会にて定める基準係数（当面の間、最大0.5%とします）および役職別基準額に従い、取締役会で決定いたします。

ただし、親会社の所有者に帰属する当期利益が損失（マイナス）の場合は賞与を支給せず、50億円未満の場合は役職別基準額のみを支給、50億円以上の場合は、役職別基準額に、親会社の所有者に帰属する当期利益に基準係数を乗じて算定される金額を加算した金額を支給するものとします。

第３号議案「取締役９名選任の件」が原案通り承認可決された場合、取締役の員数は９名となりますが、このうち本議案の対象となるのは、業務執行取締役４名であり、残る社外取締役４名を含む非業務執行取締役５名は、実効性のある経営の助言・監督機能を担うため、本議案の対象外です。

第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の業務執行取締役に対する株式報酬型ストックオプションの上限額は2021年３月期については、2020年６月25日開催の第76回定時株主総会において、同株主総会の日から１年間につき年額60百万円とご承認をいただき今日に至っております。

今般の役員報酬制度見直しに際し、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の株式報酬型ストックオプションを廃止し（既に付与済みのものを除く）、これに代えて、業務執行取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、業務執行取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額200百万円以内といたします。また、各業務執行取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

第３号議案「取締役９名選任の件」が原案通り承認可決された場合、取締役の員数は９名となりますが、このうち本議案の対象となるのは業務執行取締役４名であり、残る社外取締役４名を含む非業務執行取締役５名は、実効性のある経営の助言・監督機能を担うため、本議案の対象外です。

また、業務執行取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年66,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は発行または処分に係る取締役会決議の日（以下、「本取締役会決議日」という）の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と業務執行取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく業務執行取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定されており、相当であると判断しております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

本割当株式の発行または処分に係る払込期日（以下、「本払込期日」という）から業務執行取締役が当社または当社子会社の役職員のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という）。

（2）譲渡制限の解除条件

業務執行取締役が当社の取締役会が予め定める役務提供期間（以下、「本役務提供期間」という）中、継続して、当社または当社子会社の役職員のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、後述の【評価確定後株式総数の算出方法】に従って算出される株式数（以下、「評価確定後株式総数」という）の本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。また、業務執行取締役が本役務提供期間中に当社または当社子会社の役職員のうち当社の取締役会が予め定める地位から正当な事由により退任した場合には、当該退任日において算出される評価確定後株式総数及び本払込期日から当該退任までの期間を踏まえて、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、この場合、譲渡制限期間は当該調整後の譲渡制限を解除する時期までの期間とする。

（3）当社による無償取得

譲渡制限解除時点または後述の【評価確定後株式総数の算出方法】で定める評価確定時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。また、業務執行取締役が譲渡制限期間中に、当社または当社子会社の役職員のうち当社の取締役会が予め定める地位からの正当な事由によらない退任等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、その他法令違反行為等を行った場合、当社は本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において算出される評価確定後株式総数のうち、本払込期日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていな

い本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【評価確定後株式総数の算出方法】

評価確定後株式の総数は、ⅰ 在籍条件に係る評価確定後株式数＋ⅱ 業績指標（中長期業績条件）に係る評価確定後株式数＋ⅲ ESGを含むVision2030実現のため取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ）の達成度（長期業績指標）に係る評価確定後株式数にて算出し、本割当株式数におけるⅰ：ⅱ：ⅲの構成割合はそれぞれ３：１：２とし、本取締役会決議日の属する事業年度の翌々事業年度に係る有価証券報告書の提出日を評価確定時点とする。

なお、中長期業績条件及び長期業績条件に係る評価期間、評価確定時点及び評価指標は上記及び下記を予定しているが、当初の評価期間終了後も、本議案で承認を受けた金額・株式数の範囲内で、指名・報酬委員会および取締役会で評価期間、評価確定時点及び評価指標を新たに設定した上で、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給できるものとする。

＜ⅰ　在籍条件の詳細＞

業務執行取締役が本役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員のうち当社の取締役会が予め定める地位にあった場合、在籍条件に係る本割当株式数の全部を評価確定後株式数とする。

＜ⅱ　業績指標（中長期業績条件）の詳細＞

①当社株式に係るTotal Shareholder Return（株主総利回り。以下、「TSR」という。注１）とTOPIX成長率（注２）を比較し、その割合（対TOPIX成長率）（注３）が100％以上である場合、中長期業績条件に係る本割当株式数の全部を評価確定後株式数とする。

②当社TSRの対TOPIX成長率が100％未満の場合、当社TSRの対TOPIX成長率を中長期業績条件に係る本割当株式数に乗じた数の株式数を評価確定後株式数とする。

（注１）TSR ＝（B＋C）÷ A

A：本取締役会決議日の属する事業年度の期首（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

B：本取締役会決議日の属する事業年度の翌々事業年度の期末（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日）（当該期末日までに退任した場合並びに組織再編等が株主総会等で承認された場合には、その退任日並びに承認日（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日））における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

C：本取締役会決議日の属する事業年度の期首から翌々事業年度の期末（当該期末日までに退任した場合並びに組織再編等が株主総会等で承認された場合には、その退任日並びに承認日）までの間における当社普通株式１株当たりの配当金の総額

（注２）TOPIX成長率 ＝ D ÷ E

D：本取締役会決議日の属する事業年度の翌々事業年度の期末（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日）（当該期末日までに退任した場合並びに組織再編等が株主総会等で承認された場合には、その退任日並びに承認日（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日））における東京証券取引所のTOPIXの終値

E：本取締役会決議日の属する事業年度の期首（東京証券取引所の休業日にあたる場合はその前営業日）における東京証券取引所のTOPIXの終値

（注３）対TOPIX成長率 ＝ TSR ÷ TOPIX成長率

＜ⅲ　ESGを含むVision2030を実現するために取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ）の達成度（長期業績条件）の詳細＞

マテリアリティ分類	マテリアリティ
事業成長における マテリアリティ	デジタルの力とビジネスエコシステムを活用した課題解決の仕組みづくり
	ゼロエミッション社会の実現に向けた、デジタルを活用した 環境貢献と事業活動にともなう環境負荷の低減
事業成長を支える基盤となる マテリアリティ	バリューチェーン全体で取り組む、安心・安全な製品・サービスの持続可能な調達と提供
	新たな未来を創る人財の創出・強化とダイバーシティ＆インクルージョンの進化
	コーポレートガバナンスの強化とインテグリティの向上

当社のVision2030を実現するために取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ。上記表参照）の実現に向け、別途定める達成目標（KPI）について、本取締役会決議日の属する事業年度の翌々事業年度の期末における達成度に応じた解除率の合計を長期業績条件に係る本割当株式数に乗じた数の株式数を、評価確定後株式数とする。

なお、達成目標毎の解除率については、指名・報酬委員会で審議後、取締役会で決定する。

＜ご参考＞

第５号および第６号議案が原案通り承認された場合、43頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、以下となります。

１．固定報酬等に関する事項

・業務執行取締役の報酬は、a)固定報酬（月額報酬）、b)短期業績に連動する賞与およびc)中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役など非業務執行取締役については、業績と連動しない、a)固定報酬（月額報酬）のみを支給する。
・a)固定報酬（月額報酬）は、第49回定時株主総会で承認された月額35百万円の範囲内で、職責に応じて、指名・報酬委員会にて定めた基準係数に従い、取締役各人に支給する。

２．業績連動報酬等に関する事項

b) 短期業績に連動する賞与について

・短期業績に連動して業務執行取締役に支給される賞与の支給総額は、上記第５号議案で承認された範囲で、親会社の所有者に帰属する当期利益に応じて指名・報酬委員会にて定めた基準係数および役職別基準額に従い、取締役会で決定する。
・取締役各人の賞与額は、上記支給総額を基に、職責に応じて、指名・報酬委員会にて定めた基準係数に従って算定し、原則として６月に支給する。

c)中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬について

・業務執行取締役は、上記第６号議案で承認された報酬総額の範囲および条件で、中長期業績等に連動した譲渡制限付株式報酬として、当社普通株式の発行または処分を受ける。
・各業務執行取締役への割当株式数は上記報酬総額を基に、職責に応じて、指名・報酬委員会が定めた基準係数に従って算定し、取締役会審議を経て、原則として毎年６月に各業務執行取締役に譲渡制限付株式を割り当てる。

3．非金銭報酬等に関する事項

・前項「c)中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬について」に記載のとおり。

4．固定報酬、業績連動型報酬、非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針

・a)固定報酬（月額報酬）：b)短期業績に連動する賞与：c)中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）の比率は、４：４：２とする。

※上記比率は、c)株式報酬の評価期間の最終年度に、短期業績の利益目標を100％達成し、株式報酬のそれぞれの条件について100％達成した場合を想定。

・c)中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）に含まれる、在籍条件があるもの、業績条件があるもの、ESG指標等の条件があるものの比率は、３：１：２とする。

5．取締役会から取締役の個人別の報酬の内容の決定権限を受任した取締役または第三者

・取締役の個人別の報酬の内容の決定については、社外の客観的かつ公正な意見を反映させるため、半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会に委任する。

・指名・報酬委員会では、上記第１項ないし第４項の決定方針にもとづき、株主総会で定めた上限の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

・指名・報酬委員会の決議の成立には、独立社外取締役の出席を必須とし、かつ独立社外取締役を含む出席委員の全員一致が必要としている。

以　上

（提供書面）

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1　日本ユニシスグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、依然として厳しい状況が続いております。経済活動の回復が期待されている中、国内外の感染症収束の見通しは立っておらず、先行きの不透明な状況が続いております。

国内の情報サービス市場においては、感染症の収束が見通せない中、情報システム投資の先送りなど、投資動向に影響が生じており、当社を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識しております。

このような環境の中、日本ユニシスグループは、「顧客・パートナーと共に社会を豊かにする価値を提供し、社会課題を解決する企業」として、業種・業態の垣根を越え、さまざまな企業をつなぐビジネスエコシステムを創る中核となり、デジタルトランスフォーメーション[注1]を実現するプラットフォームの提供企業となることを目指し、中期経営計画「Foresight in sight® 2020」（2018-2020年度）の重点施策の取り組みを進めてまいりました。

営業概況としましては、ICTコア領域では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部業種のお客様における投資抑制の姿勢が見られ、システムサービス売上高は前期比減となりました。一方で、デジタルトランスフォーメーション関連ビジネスやアウトソーシングビジネスは順調に拡大しております。アウトソーシングビジネスでは、第4四半期において、金融機関向けオープン勘定系システムBankVision®の新規ユーザを獲得しました。アウトソーシングビジネスを成長ドライバーと位置づけ、引き続きその拡大を目指してまいります。

注力領域では、手数料型ビジネスである、バリューカードやデジタルコードの取扱高が好調に推移しております。また、ドライブレコーダーやエネルギーマネジメント関連などのサービスが着実に拡大しており、手数料型ビジネス全体で前期を上回り、注力領域の伸長に貢献しています。

エネルギー分野での取り組みとして、エネルギーとモビリティの価値最大化に貢献するエネルギーマネジメント技術開発を目指し、出光興産株式会社と共同で、建物の電力需要、太陽光発電量、EV[注2]の稼働状態、卸電力市場動向などの予測値を基に、EVおよび蓄電池の充放電制御を最適化する実証試験を、2021年3月より開始しています。今後のEV/PHEV[注2]普及による運輸部門の低炭素化や電力の安定供給、太陽光などの再生可能エネルギーのさらなる

導入拡大を目指し、「エネルギー」と「モビリティ」を起点とし生活の利便性・快適性向上を実現する「まちづくり」に貢献してまいります。

さらに、小売業のAI需要予測自動発注サービスや電子棚札などを始めとするデジタルトランスフォーメーション案件が大きく伸長し、注力領域の売上高は前期比42.6%増の684億円となり、中期経営計画の目標値である600億円を大幅に上回ることができました。

小売業のデジタルトランスフォーメーションの一例として、株式会社ライフコーポレーションと共同開発したAI 需要予測による発注自動化サービス「AI-Order Foresight®」をライフ全店舗に導入しました。AI 自動チューニング機能により、日配品・生鮮品に求められる高精度な予測とメンテナンスフリーでの自動発注運用を実現しています。小売業における労働力不足、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、店舗への出勤者数や勤務時間の抑制など業務省力化に向けた施策が強化されています。

また、生活者の価値観は大きく変わり、ショートタイムショッピングや、ECサイトで購入した商品をリアル店舗で受け取るBOPIS（Buy Online Pick up in Store）が注目されている中、店舗業務とデジタルの掛け合わせや、ICT の活用の余地が大きく、新たな顧客体験価値を提供する未来型店舗を、多様なステークホルダーとともにビジネスエコシステムを形成することで実現してまいります。

その他、外出自粛により生活者の商品購入プロセスが大きく変化し、オンラインでライブ配信と商品販売が同時に行えるライブコマースへの注目が急速に高まる中、企業等のECサイトやWebサイトでライブ配信による商品販売を可能にする「Live kit™（ライブキット）」の提供を開始しました。本サービスは、ライブ視聴から購入まで同一画面上で完結するため、視聴者の購買意欲を下げることなく購入につなげることを可能にします。ライブコマースで得られる生活者とのコミュニケーションのデータを活用した事業者支援など、顧客情報管理（CRM）だけでなく、オンラインを中心とした接客・販促における事業を拡大していきます。

以上のように、デジタルトランスフォーメーション案件がビジネスの主軸に成長しており、今後も堅調に拡大していくものと期待しております。引き続き、社会課題に着目し、様々な業界におけるデジタルトランスフォーメーションに注力してまいります。

また、2020年度もさまざまな風土改革の取り組みや成果が評価され、「100選プライム」[注3]への選定や「準なでしこ」[注4]に3 年連続選定されるなど、さまざまな賞や認定を受けました。

これまで、中期経営計画「Foresight in sight 2020」の達成に向けて日本ユニシスグループ一体となって取り組んでまいりましたが、今後は新たに定めたVision2030、経営方針のも

と、様々なステークホルダーとのコミュニケーションを継続し、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

当連結会計年度の業績は、システムサービスの減収などにより、売上高合計で3,096億85百万円（前期比0.6%減）となりました。利益面につきましては、アウトソーシングの売上総利益が増加したことなどにより、営業利益は267億24百万円（前期比2.2%増）、経常利益は265億44百万円（前期比0.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は170億76百万円（前期比6.1%減）となりました。

売上構成別に見ますと、サービス売上は、前期比37億61百万円減少の2,187億50百万円（前期比1.7%減）となりました。また、ソフトウェア売上は前期比6億56百万円減少の332億87百万円（前期比1.9%減）、ハードウェア売上は前期比25億48百万円増加の576億47百万円（前期比4.6%増）となりました。

売上構成比は、サービス売上は70.6%（前期71.4%）、ソフトウェア売上は10.7%（前期10.9%）、ハードウェア売上は18.6%（前期17.7%）となりました。

（注）1. デジタルトランスフォーメーション：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

2. EV/PHEV：EVはElectric Vehicleの略で、電気をエネルギー源として走行する自動車のこと。PHEVはPlug-in Hybrid Electric Vehicleの略で、コンセントから差し込みプラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーのこと。

3. 「100選プライム」：多様な人材の能力を生かして中長期的な価値創造につなげている、「ダイバーシティ2.0」に取り組む企業を表彰する経済産業省主催の取り組み。

4. 「準なでしこ」：経済産業省が東京証券取引所と共同で、女性活躍推進に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定し、発表しており、女性活躍度調査のスコアリング結果に財務指標（ROE）による加点を経て、27業種ごとに「なでしこ銘柄」が選定されるが、全体順位上位のスコアの企業のうち、「なでしこ銘柄」に選定されなかった企業が業種枠に関係なく「準なでしこ」として選定される。

5. 記載の会社名および商品名は、各社の商標または登録商標です。

(2) 財産および損益の状況の推移

区　分	第74期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第75期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第76期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第77期 (当連結会計年度) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高 (百万円)	286,977	299,029	311,554	309,685
(内訳)				
サービス (百万円)	199,776	210,475	222,512	218,750
(構成比) (%)	(69.6)	(70.4)	(71.4)	(70.6)
ソフトウェア (百万円)	33,103	33,877	33,943	33,287
(構成比) (%)	(11.5)	(11.3)	(10.9)	(10.7)
ハードウェア (百万円)	54,097	54,677	55,098	57,647
(構成比) (%)	(18.9)	(18.3)	(17.7)	(18.6)
営業利益額 (百万円)	16,332	20,622	26,139	26,724
営業利益率 (%)	5.7	6.9	8.4	8.6
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,949	14,238	18,182	17,076
1株当たり当期純利益	119円12銭	141円90銭	181円19銭	170円13銭
総資産 (百万円)	197,278	211,421	214,975	231,980
純資産 (百万円)	104,674	116,615	122,598	136,887
自己資本額 (百万円)	103,001	114,638	120,473	134,632
自己資本利益率(ROE) (%)	12.4	13.1	15.5	13.4
受注高 (百万円)	296,956	304,874	315,626	322,268

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日)等を第75期の期首から適用しており、第74期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

売上高

(百万円)

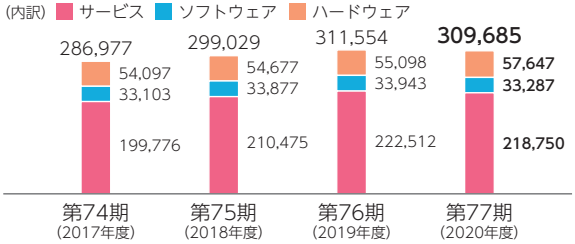

営業利益額／営業利益率

(百万円／%)

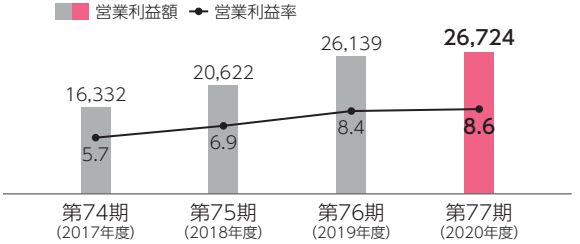

親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)

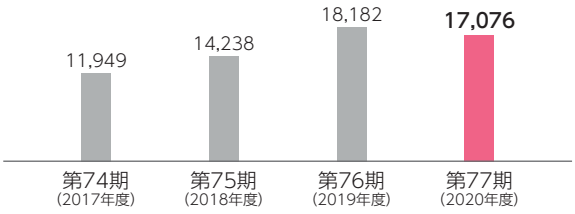

1株当たり当期純利益

(円)

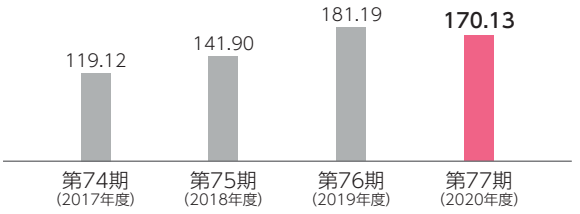

総資産

(百万円)

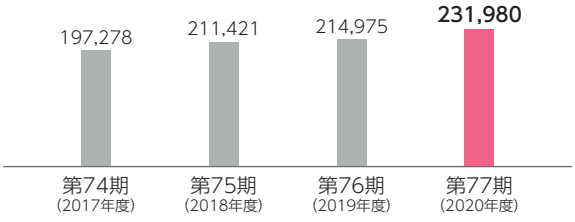

純資産

(百万円)

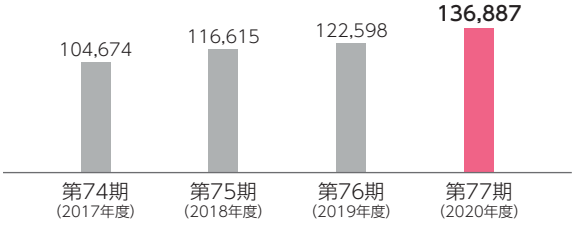

自己資本額／自己資本利益率（ROE）

(百万円／%)

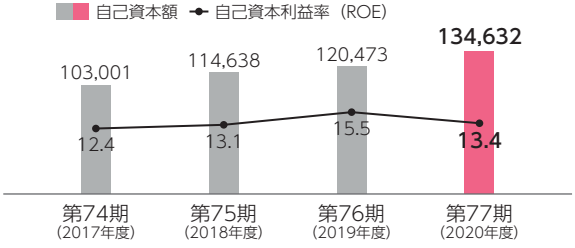

受注高

(百万円)

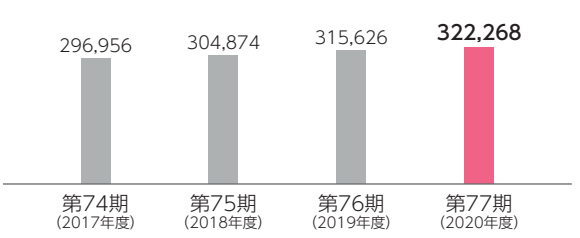

⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の主要なものは、営業用コンピュータおよびアウトソーシング用ソフトウェアです。

⑷ 資金調達の状況

当社グループの所要資金は自己資金、借入金および社債の発行等により調達しております。

また、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし、主要取引金融機関と総額105億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度において当該契約に基づく借入実行はありません。

⑸ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、コロナ禍による社会・価値観の大きな変化やデジタル化が急速な進展を見せる中、ICTサービスに対する顧客ニーズの高度化と多様化が進み、さらには異業種参入による競争激化など、益々厳しくなっております。

予測困難で不確実性の高い昨今の状況をふまえ、当社グループが持続的成長企業として価値を提供し続けるために、時間軸や環境変化に左右されない企業価値を見つめ直し、Purposeを設定するとともに、Purposeを実現させていくためのVision2030および新たな経営方針を策定いたしました。

<Purpose>

先見性と洞察力でテクノロジーの持つ可能性を引き出し、持続可能な社会を創出します

先見性・洞察力 × テクノロジー × ビジネスエコシステム ＝ 社会的価値創出

<Vision2030>

わたしたちは、デジタルコモンズを誰もが幸せに暮らせる
社会づくりを推進するしくみに育てていきます

当社グループは、志や共感をベースにし、テクノロジーの可能性を引き出すことで、持続可能な社会の実現を目指します。そのために、さまざまなサービス、プロダクト、企業、利用者をマッチングできるビジネスエコシステムやプラットフォームを、社会の共有財であるデジタルコモンズとして創造し、提供したいと考えています。

そして、このVision2030の実現に向け、社会的価値の創出により顧客の持続的成長を支える顧客DXと、様々な業界の顧客、パートナーと共に社会課題解決を進める社会DXの両面からビジネスを推進することを新たな基本方針とします。

当社グループは、ICTサービス提供だけに留まることなく、社会を豊かにする新しい価値の創造と社会課題の解決の取り組みを加速させ、社会的価値創出企業に変革してまいります。

新たなPurposeに掲げた社会的価値創出企業の実現に向け、コーポレートブランドを刷新し、商号を変更したいと考えており、定款変更の議案を提案させていただいております。

さらに、持続的な企業価値の向上のためには、当社グループ全体のビジョンや価値創造視点の明確化とともに、サステナビリティ課題への取り組みに対するマネジメントとガバナンスの強化が重要であると考えています。

そこで、2020年度に「サステナビリティ委員会」を新たに設置し、当社グループ全体におけるESG・SDGsへの積極的な取り組みによるサステナブルな経営をより一層推進するための体制を整えております。

持続可能な社会の実現のために、当社グループがテクノロジーを活用して貢献できる領域は非常に多いと考えています。今後も引き続き、エネルギーマネジメントシステムや、気候変動等の環境問題など、一企業だけでは解決が難しい社会課題をビジネスエコシステムによるイノベーションや新たなサービスで解決することで、新しい豊かな社会づくりに貢献していくことを目指してまいります。

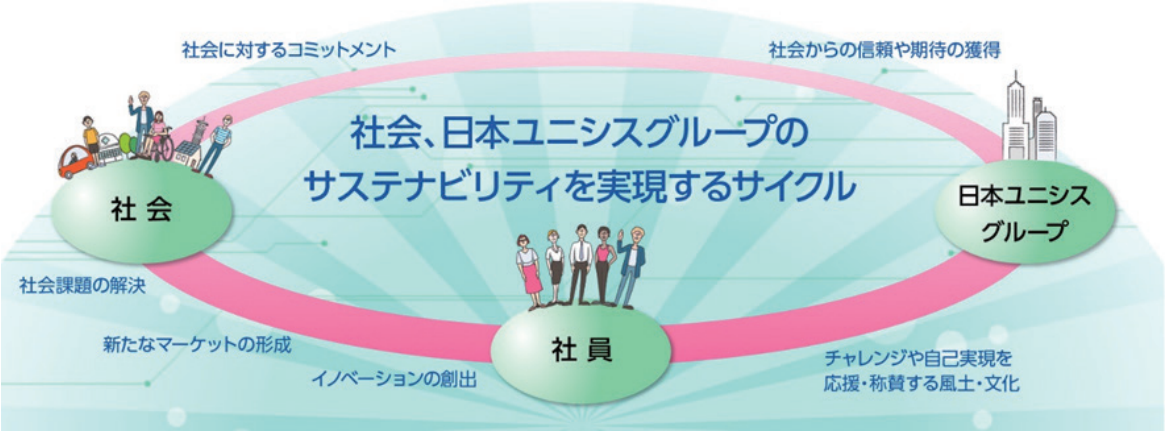

＜事業活動における取り組み＞

■顧客のICT戦略を実現する技術力・サービス力の進化・深化

当社グループが強みとする重点領域の見極めを行い、顧客業務や業界に関する知見の深化と知財化を加速するとともに、価値創出の源泉となるエンジニアリング技術の深化と利用技術や組合せ技術の進化を加速します。

■DXパートナーとして先見性のある顧客価値創出力の強化

領域横断のマーケティング活動やオープンイノベションを組み合わせ、ユースケース化する活動を強化し、顧客・業界DXを通じて高付加価値な事業を拡大します。また、各種ラボを中心とした、UI/UXやプロダクトの開発、改善プロセスの確立と実行の強化に加えて、DXビジネスの型の確立とDXを短期間で実現するプラットフォームの確立を推進します。

■社会課題解決マーケット創出と持続的成長ストーリーの開発

これまでの取り組みで獲得したさまざまなアセットを統合し、業種・業態を越えた活動を促進することにより、社会システム全体を捉えた、より大きな社会課題解決へのアプローチを進めます。また、社会課題解決につながるDXビジネスにおける知財の蓄積と、標準プロセスの確立を推進します。

■グループバリューチェーンの再設計によるグループ経営の進化

価値創出サイクルの観点から、グループバリューチェーンの見直しと強化を図り、グループ経営の再設計を推進します。

■組織資本、人財の強化および投資戦略の推進

社員の多様性や強みを可視化する取り組みを軸に組織資本・人的資本の強化施策を加速するとともに、社員が社会課題解決に向けてチャレンジしていけるよう、環境貢献やダイバーシティ＆インクルージョン、業務改革など、さらなる風土改革を推進してまいります。また、戦略に基づき投資ポートフォリオの見直し・組み換えを行い、戦略投資・事業投資の強化を図ります。

＜その他の課題＞

新型コロナウイルス感染症拡大に起因する経済活動の自粛および停滞の長期化を主な原因として、お客様における情報システム投資の見直しなどが生じ、当社グループの事業活動に影響を与える可能性があります。この課題に対して当社グループは、社会における感染症拡大の防止に努めるとともに、社員、協力会社、お客様およびお取引先の安全確保を最優先に考え、テレワークの活用など働き方改革を進めています。また、お客様の業務継続やリモートワーク、デジタルトランスフォーメーションなどを全力で支援し、レジリエントな社会の実現に向けた取り組みを加速させてまいります。

なお、当社グループの持続的な成長のためには、適切な事業戦略を検討するとともに、その事業戦略を支える強固な経営基盤が必要であると考えています。そのため、コーポレート・ガバナンス体制をさらに充実させるとともに、取締役会で決議した業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に基づき、特にコンプライアンス意識の浸透・徹底に留意しつつ、引き続き適正な業務運営を実施してまいります。

また、今後の当社グループ内における連携のさらなる強化や、事業の成長に伴うビジネスリスクの多様化などがリスクとして想定されています。当社グループは、現行のビジネスリスクマネジメントを更に拡充し、対応してまいります。

⑹ 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ユニアデックス株式会社	750	100	①ネットワークシステムの構築に係るサービスの提供ならびにこれに関する機器等の販売 ②コンピュータシステムの運用、管理の受託ならびに保守サービス

⑺ 主要な事業内容 (2021年３月31日現在)

当社グループは、クラウドやアウトソーシングなどのサービスビジネス、コンピュータシステムやネットワークシステムの販売・賃貸、ソフトウェアの開発・販売および各種システム関連サービスの提供を行っております。

⑻ 主要な営業所 (2021年３月31日現在)

名　称	事　業　所	所　在　地
日本ユニシス株式会社	本社	東京都江東区
	関西支社	大阪市
	中部支社	名古屋市
	九州支社	福岡市
	北海道支店	札幌市
	東北支店	仙台市
	新潟支店	新潟市
	北陸支店	金沢市
	静岡支店	静岡市
	中国支店	広島市
ユニアデックス株式会社	本社	東京都江東区
	関西支店	大阪市
	中部支店	名古屋市
	九州支店	福岡市

⑼ 従業員の状況（2021年３月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数（名）	対前期末増減（名）
7,913	+83

職　群	従業員数（名）
セールス	1,300
システム・エンジニア	3,451
システムサービス・エンジニア他	1,598
スタッフ	1,564
合　計	7,913 （前期末　7,830）

（注）1. 当社グループは、コンピュータ、ソフトウェア、その他関連商品ならびにこれらに関する各種セグメントを全社横断的に営んでいるため、職群別従業員の状況を記載しております。
2. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。

②当社の従業員の状況

従業員数（名）	対前期末増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
4,407	+52	46.1	21.0

⑽ 主要な借入先（2021年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
	百万円
株式会社三井住友銀行	6,680
農林中央金庫	5,220
信金中央金庫	2,420

2 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 109,663,524株

(3) 株主数 12,829名

所有者別の株式保有比率

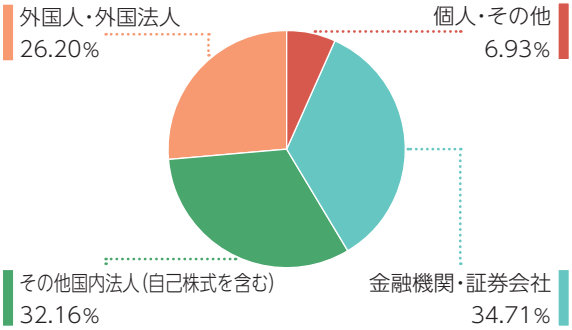

(4) 大株主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
	千株	%
大日本印刷株式会社	20,727	20.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,339	10.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,562	8.52
農林中央金庫	4,653	4.63
三井物産株式会社	2,448	2.43
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,923	1.91
ANAホールディングス株式会社	1,794	1.78
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	1,724	1.71
日本ユニシス従業員持株会	1,531	1.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱電機株式会社口）	1,271	1.26

（注）1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式9,268,680株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

（ご参考）当社が保有する株式に関する事項

(1) 政策保有に関する方針

当社は、取引先との関係維持・強化により収益基盤の拡大に繋がる等、当社の企業価値向上に資すると認められる場合には、当該取引先の株式を政策的に保有することがあります。株式取得に際しては、社内規程に則り取得の是非を判断し、保有後においては、毎年取締役会で保有の適否の検証を行い、その結果、保有意義が希薄化したと判断した銘柄に関しては、売却を進めています。

(2) 取締役会での検証内容

保有する上場株式全銘柄について、個別銘柄毎に保有目的の持続性及び事業戦略との整合性、並びに関連取引利益等の状況を踏まえ、保有の適否を取締役会にて検証しています。

(3) 政策保有株主からの自社株式売却の意向への対応

当社の株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合、売却を妨げることは一切行っておらず、適切に売却等に対応しています。

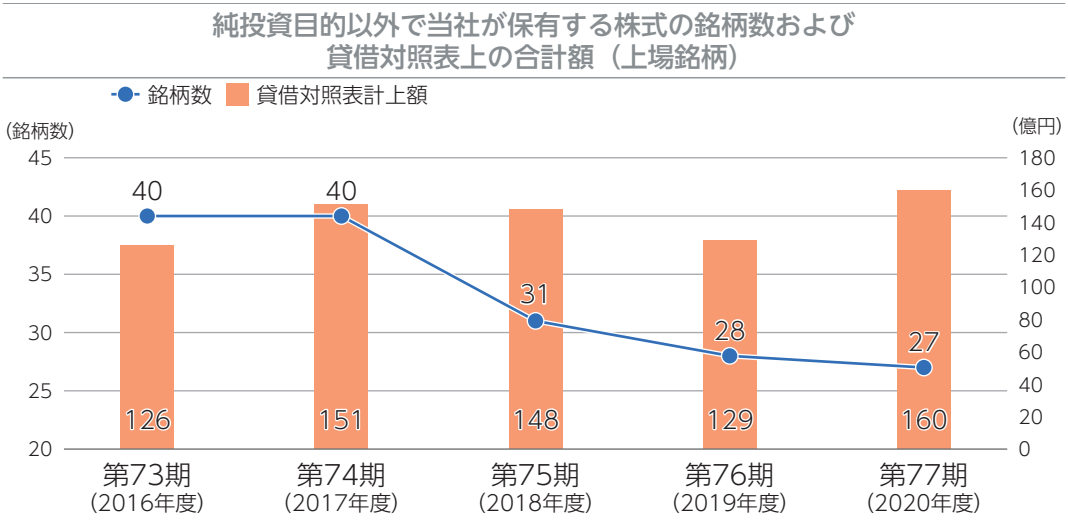

3 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役および監査役の状況（2021年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社　長	平　岡　昭　良	CEO（チーフ・エグゼクティブ・オフィサー） CHO（チーフ・ヘルス・オフィサー） 管理対象部門：全般、担当：グループ内部監査部
代表取締役 専務執行役員	齊　藤　　昇	CMO（チーフ・マーケティング・オフィサー） CSO（チーフ・サステナビリティ・オフィサー） CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー） 管理対象部門：グループマーケティング部、Techマーケ＆デザイン企画部、広報部、支社・支店 担当：グループマーケティング部、Techマーケ＆デザイン企画部、広報部
取　締　役 常務執行役員	葛　谷　幸　司	CDO（チーフ・デジタル・オフィサー） CAO（チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー） 管理対象部門：ビジネスサービス部門、経営企画部、業務部、購買マネジメント部、人事部、組織開発部、品質マネジメント部、グループ会社 担当：経営企画部
取　締　役 常務執行役員	永　井　和　夫	管理対象部門：インキュベーション部門、BizDevOps部門 担当：総合技術研究所
取　締　役	杉　本　登　志　樹	大日本印刷（株）常務執行役員（ABセンター ICT事業開発本部担当）、ABセンター第３本部長
取　締　役	川　田　　剛	（株）大冷 社外取締役 監査等委員
取　締　役	薗　田　綾　子	（株）クレアン代表取締役 NPO法人サステナビリティ日本フォーラム事務局長 NPO法人日本サステナブル投資フォーラム理事 公益財団法人みらいRITA代表理事
取　締　役	佐　藤　智　恵	公益財団法人大学基準協会　経営系専門職大学院認証評価委員会委員 TBSテレビ番組審議会委員
常勤監査役	内　山　悦　夫	
常勤監査役	寺　西　裕　二	
監　査　役	橋　本　博　文	大日本印刷（株）常務取締役（事業推進本部、価値創造推進本部、左内町営業部担当）
監　査　役	古　城　春　実	桜坂法律事務所パートナー
監　査　役	矢　内　訓　光	日本年金機構監事（非常勤）

（注）1. 川田　剛、薗田綾子、佐藤智恵の３氏は、社外取締役です。
2. 内山悦夫、古城春実、矢内訓光の３氏は、社外監査役です。
3. 当社は、社外取締役のうち 川田　剛、薗田綾子、佐藤智恵の３氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、社外監査役のうち 内山悦夫、古城春実、矢内訓光の３氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 大日本印刷（株）は当社の主要株主であり、当社は同社との間で「業務提携等に関する契約」を締結しております。

6. 内山悦夫氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 寺西裕二氏は、当社財務・経理部門における長年の業務経験を有し、当社経理部長および営業経理部長を歴任する等、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 橋本博文氏は、大日本印刷（株）の海外子会社にてFinance Managerを務める等の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 矢内訓光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 当社と社外役員の兼職先との間には特別な関係はありません。

※当社は、執行役員制度および業務執行役員制度を導入しております。
2021年３月31日現在の取締役以外の執行役員および業務執行役員は次のとおりです。

地　位	氏　名	役職および担当
常務執行役員	小　西　宏　和	管理対象部門：ビジネスイノベーション部門、担当：ビジネスイノベーション推進部
常務執行役員	村　田　憲　彦	管理対象部門：DX推進部門 担当：DXNインキュベーション部
常務執行役員	梅　原　一　眞	CFO（チーフ・ファイナンシャル・オフィサー） 管理対象部門：法務部、財務部、経理部、営業経理部 担当：財務部、経理部、営業経理部
執 行 役 員	兵　働　広　記	関西支社長 担当：支社・支店
執 行 役 員	八　田　泰　秀	ストラテジックアライアンス プロジェクト長 担当：ストラテジックアライアンス
執 行 役 員	田　村　　充	法務部長 担当：法務部
執 行 役 員	須　貝　達　也	担当：公共ビジネスサービス第一本部、公共ビジネスサービス第二本部
執 行 役 員	田　中　輝　久	グローバルビジネス部長 担当：グローバルビジネス部
業務執行役員	星　　恒　夫	CIO（チーフ・インフォメーション・オフィサー）、品質マネジメント部長 担当：品質マネジメント部
業務執行役員	藤　戸　哲　也	担当：インダストリサービス第二事業部、インダストリサービス第三事業部
業務執行役員	渡　邉　岳　治	ユニアデックス(株)常務執行役員
業務執行役員	白井久美子	人事部長 担当：人事部、組織開発部
業務執行役員	田　中　　建	デジタルアクセラレーション戦略本部長 担当：デジタルアクセラレーション戦略本部、ファイナンシャル第一事業部、 インダストリサービス第一事業部
業務執行役員	永　島　直　史	スマートタウン戦略本部長 担当：スマートタウン戦略本部、サービスイノベーション事業部、公共第一事業部、 公共第二事業部
業務執行役員	竹　内　裕　司	ネオバンク戦略本部長 担当：ネオバンク戦略本部、ファイナンシャル第二事業部、 ファイナンシャル第三事業部
業務執行役員	奥　山　直　哉	製造ビジネスサービス本部長 担当：製造ビジネスサービス本部
業務執行役員	佐々木貴司	担当：ビジネスサービス推進部、金融ビジネスサービス第一本部、 金融ビジネスサービス第三本部、ソリューションサービス本部
業務執行役員	森　口　秀　樹	新事業創出部長 担当：新事業創出部

地　位	氏　名	役職および担当
業務執行役員	宮　田　　勲	担当：金融ビジネスサービス第二本部、金融ソリューション本部
業務執行役員	宮　下　　尚	CISO（チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー）、 CPO（チーフ・プライバシー・オフィサー）、 CRMO（チーフ・リスク・マネジメント・オフィサー） 業務部長 担当：業務部、購買マネジメント部
業務執行役員	荻　野　　進	担当：流通ビジネスサービス第一本部、流通ビジネスサービス第二本部
業務執行役員	馬　場　定　行	プロセスアウトソーシング本部長 担当：プロセスアウトソーシング本部、プラットフォームサービス本部、 サポートサービス本部、情報システムサービス部

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役および各監査役は、それぞれ、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額であり、当該責任限定が認められるのは、職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。同契約の被保険者は、当社取締役、監査役および執行役員であり、保険料に関しては会社が全額負担しております。同契約において、被保険者が役員としての職務の執行に起因して第三者から損害賠償請求または株主代表訴訟を提起された場合に、被保険者が負担することになる損害および争訟費用を填補することとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としております。

⑷ 取締役および監査役の報酬等

①役員の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

a.取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

取締役の報酬は、業績連動を重視し、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮のうえ、職責に見合った報酬を支給することを原則とし、a）固定報酬（月額報酬の90％を現金で支給）、b）親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与および、c）株式報酬型ストックオプションによる中長期業績連動型報酬（月額報酬の10％を払込金額に充当）により構成しています。また、社外取締役など非業務執行取締役に対しては、業績と連動しない固定的な月額報酬のみを支給しております。

なお、取締役の報酬等の決定に関する方針は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会で審議し、取締役会にて承認する方法にて決定しております。

取締役の報酬イメージ

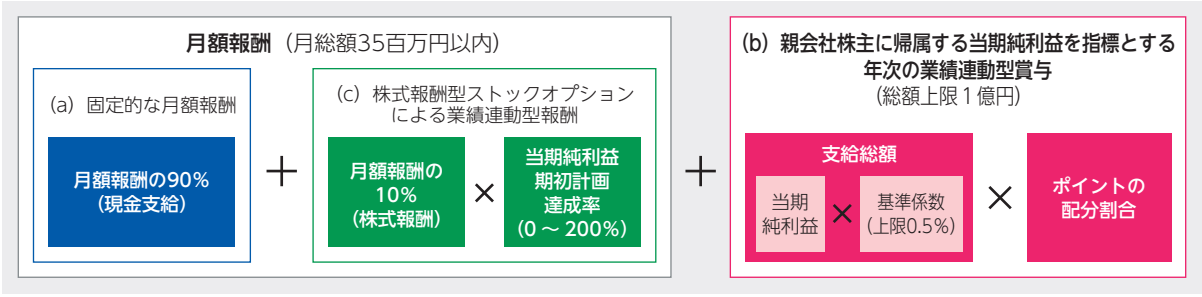

b.監査役の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

監査役の報酬は、独立した立場からの監査の実効性を確保するため、業績と連動しない固定的な月額報酬のみ支給しております。

また、監査役の報酬等の決定に関する方針は、指名・報酬委員会で審議し、監査役の協議により決定しております。

②業績連動報酬に関する事項

取締役の業績連動型報酬として、非業務執行取締役を除く取締役に対しては、以下のとおり、業績連動型賞与と株式報酬型ストックオプションを付与しています。

a.業績連動型賞与

(i) 業績連動型賞与の支給総額

・親会社株主に帰属する当期純利益に応じ、下表の基準係数で総額を決定する。ただし、基準係数は、当面の間は、第72回定時株主総会で決定された0.5％を超えないものとし、かつ、総額は、株主総会で決議された上限の年１億円を超えないものとする。

・業績連動型賞与は単年度の業績に対するインセンティブ報酬と位置付けていることから、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする。

・取締役に対する支給総額 ＝ 親会社株主に帰属する当期純利益 × 基準係数

親会社株主に帰属する当期純利益	基準係数
50億円未満	0%
50億円以上100億円未満	0.2%
100億円以上150億円未満	0.3%
150億円以上200億円未満	0.4%
200億円以上	0.5%

＜業績連動報酬に係る指標の実績＞

2021年3月期においては、親会社株主に帰属する当期純利益の実績値が170億円であったことから、上記に従い、基準係数を0.4%として算定した賞与支給総額67百万円を支給しており、これは株主総会で決議された上限である年1億円以内の金額になっております。

(ii) 取締役各人に対する支給額

・(i) で求めた取締役賞与支給総額を基に、下記算式によって決定する。

・取締役各人の賞与額＝取締役賞与支給総額×各取締役ポイント÷取締役の合計ポイント

役職	ポイント	人数	ポイント計
代表取締役社長	10.0	1	10.0
代表取締役副社長	7.0	0	0.0
代表取締役専務執行役員	6.0	1	6.0
取締役常務執行役員	5.0	2	10.0
合計	−	4	26.0

b. 株式報酬型ストックオプション

(i) 適用対象者に対する報酬の一部（職位にかかわらず一律10%）については、現金での支給から移行し、株式報酬として新株予約権を毎年定時株主総会後の7月上旬に付与する。なお、新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とする。

(ii) 適用対象者に付与された新株予約権については、対象事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が期初計画どおりに達成され、かつその他条件が満たされた場合を100%として計画達成率を算出し、達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を0～200%の範囲内で変動させる。

なお、株式報酬型ストックオプションは、連結業績向上に向けた中長期インセンティブ報酬と位置付けていることから、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とするとともに、付与対象者が当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は新株予約権を行使できないものとしております。

＜業績連動報酬に係る指標の実績＞

2021年3月期においては、親会社株主に帰属する当期純利益の目標額が170億円、実績値が170億円であったことから、行使できる新株予約権は、計画達成率を100.8%として算出した個数となりました。

③非金銭報酬の内容

当社は、上記②bのとおり、非金銭報酬として、当社取締役（非業務執行取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプションによる中長期業績連動型報酬（月額報酬の10%を払込金額に充当）を付与しております。

④役員の報酬等に関する株主総会決議の年月日および決議の内容

a.取締役の月額報酬は、1993年6月25日開催の第49回定時株主総会において月額35百万円以内と決議しております。当該決議に係る取締役の員数は31名です。

b.業績連動型賞与は、2016年6月28日開催の第72回定時株主総会において、総額年１億円を上限とし、当面の間は、親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%を支給基準とする旨決議しております。当該決議に係る取締役の員数は5名です。

c.株式報酬型ストックオプションは、2012年6月28日開催の第68回定時株主総会から、毎年の定時株主総会の決議により付与しております。2021年3月期については、2020年6月25日開催の第76回定時株主総会にて、当社取締役（非業務執行取締役を除く）に対して、同総会の日から1年間において、年額60百万円の範囲内で、かつ183個（その目的である当社普通株式数18,300株）を上限に、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。当該決議に係る取締役の員数は4名です。

d.監査役の報酬額は、2006年6月22日開催の第62回定時株主総会において月額8百万円以内と決議しております。当該決議に係る監査役の員数は3名です。

⑤取締役の個人別の報酬の内容の決定権限を受任した取締役または第三者

取締役の個人別の報酬の内容の決定については、社外の客観的かつ公正な意見を反映させるため、2名の独立社外取締役を含む4名の取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会に委任しております。

指名・報酬委員会では、上記①の決定方針にもとづき、株主総会で定めた上限の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定しております。

なお、指名・報酬委員会の決議の成立には、独立社外取締役の出席を必須とし、かつ独立社外取締役を含む出席委員の全員一致が必要としております。

（指名・報酬委員会の構成員）

川田 剛（委員長／独立社外取締役）、平岡 昭良（社内取締役）、薗田 綾子（独立社外取締役）、齊藤 昇（社内取締役）

なお、上記構成員の地位・担当については、（１）会社役員の状況に記載のとおりです。

⑥役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額等

a.役員ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	ストックオプション	賞与	
取　締　役	300	215	17	67	10
監　査　役	74	74	−	−	6
計 (うち社外役員)	374 (65)	289 (65)	17 (−)	67 (−)	16 (6)

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 非業務執行取締役1名は、ストックオプションおよび賞与の支給対象ではありません。
3. 社外取締役および監査役は、ストックオプションおよび賞与の支給対象ではありません。
4. 役員退職慰労金制度は、2006年4月28日開催の取締役会において決議のうえ、2006年6月30日付で廃止しております。
5. 上記には、2020年６月25日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。

b.当事業年度の取締役の個人別の報酬が上記①a.記載の決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記⑥aの表のとおり、当事業年度の取締役の報酬として、上記①a 記載の決定方針に従い、非業務執行取締役を除く取締役に対してはa) 固定報酬（月額報酬の90％を現金で支給）、b) 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与および、c) 株式報酬型ストックオプションによる中長期業績連動型報酬（月額報酬の10%を払込金額に充当）、非業務執行取締役に対しては固定報酬を付与しています。また、決定方針の策定にも関与している、独立社外取締役を含む指名・報酬委員会が、同方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で取締役の個人別の報酬内容を全員一致で決定しているため、取締役会としては、当該決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑸ 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社との関係については、前記「⑴会社役員の状況」に記載のとおりです。

②社外役員の主な活動状況

・取締役　川田　剛

当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席いたしました。

税務・会計分野における高度な専門的知見に加え、社外役員としての豊富な経験を活かし、主にリスクマネジメントの観点などから質問・意見を積極的に述べるなど、当社の経営に対する助言および監督等、重要な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、同委員会の全てに出席し、社外の客観的かつ公正な立場から積極的な意見を述べるなど、当社役員の人事および報酬に関する審議・答申にあたり、重要な役割を果たしております。

・取締役　薗田　綾子

当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席いたしました。

長年にわたりCSR、SDGs、環境経営の分野で多数の企業を支援してこられた実績や、女性活躍を促進する活動にも力を注いでこられた経験を活かし、ダイバーシティ経営や環境などESGに関する多角的な視点から、積極的に質問・意見を述べるなど、当社の経営に対する助言および監督等に重要な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、同委員会の全てに出席し、社外の客観的かつ公正な立場から積極的な意見を述べるなど、当社役員の人事および報酬に関する審議・答申にあたり、重要な役割を果たしております。

・取締役　佐藤　智恵

当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席いたしました。

作家として米国経営大学院に関わる著書を多数執筆し、(株)ボストンコンサルティンググループにおいて経営戦略コンサルタントとして活躍されるなど、経営についての豊富な経験、知見を活かし、幅広い見地から、積極的に質問・意見を述べております。特に、当社のビジネスモデル変革に対し、リスクマネジメントやグローバルの観点からの助言や問題提起を行うなど、当社の経営に対する助言および監督等に重要な役割を果たしております。

・監査役　内山　悦夫

当事業年度開催の取締役会12回および監査役会16回の全てに出席いたしました。

金融機関における長年の業務経験や、財務および会計に関する相当程度の知見ならびに経営者としての幅広い見識を活かし、適宜、質問・意見を述べるなど、常勤監査役として、当社の経営全般に対する的確な監査を行っております。

・監査役　古城　春実

当事業年度開催の取締役会12回および監査役会16回の全てに出席いたしました。

弁護士および裁判官として培われた法律専門家としての豊富な知識や経験を活かし、適宜、質問・意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。

・監査役　矢内　訓光

当事業年度開催の取締役会12回の全ておよび監査役会16回の全てに出席いたしました。

公認会計士として培われた企業会計に関する専門的な知識や経験とグローバルに活躍された知見・経験を活かし、適宜、質問・意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。

4 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	103百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	145百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の財務情報開示に係る相談業務等についての対価を支払っております。
3. 当社監査役会は、会計監査人 有限責任監査法人トーマツに対する第77期監査報酬等に関し、会社法第399条第１項および第２項に従い審議した結果、前期監査報酬の見積りと実績の対比、当期監査計画における監査時間・配員計画および報酬見積り、ならびにこれらに基づく監査報酬の前期からの変動額および変動割合は妥当であると認められるため、同意いたしました。
4. 当社の会計監査人と同一のネットワーク・ファームに対し、当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（当社の会計監査人を除く）は、2百万円であり、その主な内容は、ファイナンシャル・アドバイザリー業務等です。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

①監査役会は、会計監査人の職務遂行の状況等から、解任または不再任が妥当と判断した場合は、議案の内容を決定した上で、「会計監査人の解任または不再任」および「会計監査人の選任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求し、取締役会は当該請求に従って、当該議案を株主総会に付議する。

②監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができる。

連結貸借対照表 (2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	45,833
受取手形及び売掛金	72,429
商品及び製品	6,053
仕掛品	1,685
原材料及び貯蔵品	56
前払費用	10,983
その他	7,707
貸倒引当金	△51
流動資産計	**144,698**
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	3,522
機械装置及び運搬具	5,575
土地	599
その他	2,624
有形固定資産計	**12,321**
無形固定資産	
のれん	1,472
ソフトウェア	19,806
その他	655
無形固定資産計	**21,935**
投資その他の資産	
投資有価証券	27,003
繰延税金資産	960
退職給付に係る資産	9,075
その他	16,278
貸倒引当金	△291
投資その他の資産計	**53,025**
固定資産計	**87,282**
資産合計	**231,980**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	
支払手形及び買掛金	25,293
1年内返済予定の長期借入金	4,317
未払法人税等	5,113
未払費用	11,229
前受金	17,736
請負開発損失引当金	328
その他の引当金	417
その他	10,086
流動負債計	**74,523**
固定負債	
長期借入金	17,012
引当金	31
退職給付に係る負債	703
資産除去債務	1,208
その他	1,614
固定負債計	**20,570**
負債合計	**95,093**
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	5,483
資本剰余金	14,901
利益剰余金	119,586
自己株式	△13,475
株主資本計	**126,495**
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	7,600
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	△53
退職給付に係る調整累計額	589
その他の包括利益累計額計	**8,136**
新株予約権	**518**
非支配株主持分	**1,736**
純資産合計	**136,887**
負債純資産合計	**231,980**

連結損益計算書 (2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**309,685**
売上原価		**228,605**
売上総利益		**81,079**
販売費及び一般管理費		**54,354**
営業利益		**26,724**
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	415	
受取販売奨励金	72	
その他	112	610
営業外費用		
支払利息	100	
持分法による投資損失	396	
投資事業組合運用損	188	
その他	104	790
経常利益		**26,544**
特別利益		
投資有価証券売却益	512	
関係会社株式売却益	85	
その他	17	616
特別損失		
固定資産除売却損	18	
減損損失	465	
投資有価証券評価損	1,027	
その他	8	1,520
税金等調整前当期純利益		**25,640**
法人税、住民税及び事業税	**7,232**	
法人税等調整額	**1,253**	**8,486**
当期純利益		**17,154**
非支配株主に帰属する当期純利益		**77**
親会社株主に帰属する当期純利益		**17,076**

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
当期首残高	5,483	14,909	109,795	△13,513	116,675
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,276		△7,276
親会社株主に帰属する当期純利益			17,076		17,076
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△9	37	28
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△7			△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	−	△7	9,790	37	9,820
当期末残高	5,483	14,901	119,586	△13,475	126,495

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額				
当期首残高	4,886	0	△33	△1,056	3,798	491	1,633	122,598
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△7,276
親会社株主に帰属する当期純利益								17,076
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								28
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減								0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△7
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,713	△0	△20	1,645	4,338	27	102	4,468
連結会計年度中の変動額合計	2,713	△0	△20	1,645	4,338	27	102	14,288
当期末残高	7,600	0	△53	589	8,136	518	1,736	136,887

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）　　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,933
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,206
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,177
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	12,546
現金及び現金同等物の期首残高	33,287
現金及び現金同等物の期末残高	45,833

貸借対照表 (2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	43,014
受取手形	30
売掛金	38,147
有価証券	1
商品	3,675
仕掛品	721
貯蔵品	0
前渡金	0
前払費用	3,994
関係会社短期貸付金	5,140
未収入金	4,616
その他	6,081
貸倒引当金	△43
流動資産計	**105,381**
固定資産	
有形固定資産	
建物	3,060
構築物	196
営業用コンピュータ	5,011
工具器具備品	1,166
土地	599
リース資産	313
有形固定資産計	**10,348**
無形固定資産	
ソフトウエア	17,600
リース資産	356
その他	114
無形固定資産計	**18,070**
投資その他の資産	
投資有価証券	19,987
関係会社株式	5,870
その他の関係会社有価証券	2,768
出資金	52
関係会社出資金	0
長期貸付金	6
関係会社長期貸付金	480
破産更生債権等	262
長期前払費用	1,684
前払年金費用	7,103
その他	9,336
貸倒引当金	△264
投資その他の資産計	**47,289**
固定資産計	**75,708**
資産合計	**181,089**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	
買掛金	13,342
１年内返済予定の長期借入金	4,317
リース債務	179
未払金	1,338
未払費用	7,028
未払法人税等	4,296
前受金	5,361
預り金	4,117
前受収益	15
無償サービス費引当金	81
請負開発損失引当金	320
偶発損失引当金	186
その他	2,423
流動負債計	**43,008**
固定負債	
長期借入金	17,012
リース債務	565
投資損失引当金	861
資産除去債務	1,165
繰延税金負債	1,567
その他	134
固定負債計	**21,305**
負債合計	**64,314**
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	**5,483**
資本剰余金	
資本準備金	15,281
資本剰余金計	**15,281**
利益剰余金	
利益準備金	1,370
その他利益剰余金	
ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進税制積立金	49
別途積立金	4,400
建物圧縮積立金	149
繰越利益剰余金	95,852
利益剰余金計	**101,823**
自己株式	**△13,475**
株主資本計	**109,113**
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	7,142
評価・換算差額等計	**7,142**
新株予約権	**518**
純資産合計	**116,774**
負債純資産合計	**181,089**

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**179,758**
売上原価		**128,332**
売上総利益		**51,426**
販売費及び一般管理費		**35,919**
営業利益		**15,506**
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	7,061	
関係会社業務受託料	1,177	
その他	380	8,667
営業外費用		
支払利息	84	
投資事業組合運用損	1,189	
その他	82	1,355
経常利益		**22,817**
特別利益		
投資有価証券売却益	509	
関係会社株式売却益	794	1,303
特別損失		
固定資産除売却損	3	
減損損失	461	
投資有価証券評価損	174	
関係会社株式評価損	248	
その他	8	895
税引前当期純利益		**23,225**
法人税、住民税及び事業税	**4,057**	
法人税等調整額	**1,079**	**5,136**
当期純利益		**18,088**

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
		資本剰余金		利益剰余金							
					その他利益剰余金						
	資本金	資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	別途積立金	建物圧縮積立金	ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進税制積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計	自己株式	株主資本計
当期首残高	5,483	15,281	15,281	1,370	4,400	149	－	85,100	91,020	△13,512	98,273
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△7,276	△7,276		△7,276
当期純利益								18,088	18,088		18,088
ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進税制積立金の積立							49	△49	－		－
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分								△9	△9	37	28
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	49	10,752	10,802	37	10,839
当期末残高	5,483	15,281	15,281	1,370	4,400	149	49	95,852	101,823	△13,475	109,113

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等計		
当期首残高	4,980	4,980	491	103,745
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△7,276
当期純利益				18,088
ｵｰﾌﾟﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進税制積立金の積立				－
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				28
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2,162	2,162	27	2,190
事業年度中の変動額合計	2,162	2,162	27	13,029
当期末残高	7,142	7,142	518	116,774

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

日本ユニシス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟　　一　成 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉　崎　　肇 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ユニシス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ユニシス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

日本ユニシス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟　　一　成 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉　崎　　肇 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ユニシス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、重要な子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、依然として、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあり、社会的価値の創出を推進する当社グループが対処すべき諸リスクは、より多様化・複雑化することが見込まれます。監査役会としても、こうした情勢を十分に踏まえ、当社およびグループ会社における内部統制システムの整備・運用状況等に関し、引き続き監視・検証をしてまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2021年5月14日

日本ユニシス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	内山　悦夫 ㊞
常勤監査役	寺西　裕二 ㊞
監　査　役	橋本　博文 ㊞
監　査　役（社外監査役）	古城　春実 ㊞
監　査　役（社外監査役）	矢内　訓光 ㊞

以 上

株主総会のライブ配信（中継）について

本株主総会の模様は下記ウェブサイトからご覧いただけます。

配信日時：2021年６月25日（金）午前10時～株主総会終了時まで

＜ご注意＞

・ライブ配信を通じての議決権行使および発言等はできませんので予めご了承願います。
・株主の皆様のプライバシーに配慮し、ライブ配信の映像は議長席付近のみとさせていただきます。
・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネット接続環境（回線状況、接続速度等）、アクセスの集中等により、株主総会の映像や音声に不具合が生じる場合がございます。また、諸般の事情により、ライブ配信を中断または中止する場合がございます。
・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
・ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為およびSNS等での無断公開は固くお断りします。

■お問い合わせ先

事前質問の受付について

下記ウェブサイトから事前質問を受け付けます。
ご希望の方は、必要事項を入力の上、下記からご質問をお送りください。

事前質問受付期間：2021年６月３日（木）～2021年６月18日（金）17時30分まで

株主様よりいただいたご質問のうち、「会議の目的事項」や株主の皆様の関心の高い事項につきましては、株主総会当日の質疑応答の際にとりまとめ、ご回答させていただくとともに、後日、当社ウェブサイトに回答を掲載させていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。